簡易內管施工登録店登録要綱

2025年1月改定

大阪ガスネットワーク株式会社

この要綱は、当社のガス工事約款および一般ガス供給約款に定める「当社が承諾した工事人」(以下「簡易内管施工登録店」あるいは略して「登録店」といいます)の登録および登録店の施工する簡易内管工事等について定めるものです。

(基本理念)

第1条 登録店は、当社のガス事業者としての社会的責任を理解し、ガス事業法の精神を尊重して良質かつ確実なガス工事を行うことにより、保安の確保に努めなければなりません。

(登録の申し出および登録)

- 第2条 登録店になろうとする者は、この要綱を承認の上、様式1により所 定資料および別表1に定める新規登録料を添えて当社に申し出なけれ ばなりません。
 - 2. 当社は、申し出事項の審査により、次条に定める要件を満たしていると認められるときは、当社の簡易内管施工登録店として登録し、登録店証を交付します。
 - 3. 登録できない場合は、当社は理由を明らかにし申請者に通知いたします。この場合、別表1に定めるところにより、新規登録料から審査 経費を差し引いた金額を遅滞なく返還いたします。

(登録店の要件)

- 第3条 登録店は、次の各号の定める要件をすべて満たさなければなりません。
 - 一 常勤の役員、常傭の従業員または代表者のうち1名以上が、日本ガス協会所定の簡易内管施工士の資格を保有し当社の講習を修了した者(以下「施工認定者」という)であり、お客さまからの工事の受注に支障のない体制であること。
 - 二 第7条に定める工事の施工に必要な工具、機械器具等を有していること。(リース契約等により使用権が確保されている場合を含む)
 - 三 別表2に定める欠格事由に該当しないこと。

(登録の更新)

第4条 登録の有効期間は登録日から1年間(新規登録の場合は登録日から 1年経過した日の属する年度(毎年4月1日に始まり3月末日に終わ る)の最終日まで)とし、当社が指定する期日までに更新の手続きを 経ない場合は、登録は期間満了と同時に失効します。更新後の期間満 了時も同様とします。

- 2. 登録更新は、様式2により所定資料および別表1に定める更新登録 料を添えて当社に申し出なければなりません。
- 3. 当社は、申し出事項の審査により、前条に定める要件を満たし、第 16条に定める要件に該当しないと認めるときは、登録店としての登 録を更新し、旧登録店証と引き換えに新登録店証を交付します。
- 4. 更新できない場合は、当社は理由を明らかにし申請者に通知いたします。この場合、別表1に定めるところにより、更新登録料から審査 経費を差し引いた金額を遅滞なく返還いたします。

(届出事項の変更の届け)

第5条 登録店は、登録申し出または更新申し出に際して届け出た事項に変 更があった場合は、遅滞なく当社に変更内容を届け出なければなりま せん。

(登録店の表示)

- 第6条 登録店は、次条に定める簡易内管工事の受注および施工に際し、登録店名(例えば「◇◇配管株式会社」)に「簡易内管施工登録店(大阪ガスネットワーク登録)」の表示を併記することができます。
 - 2. この表示以外に、当社の名称、商標(ペットマーク等)またはこれ らに類似するものを表示することはできません。

(登録店による内管施工)

第7条 登録店は、別表3に定める簡易内管工事にかぎり受注し施工することができます。

(工事の施工者)

- 第8条 登録店が受注した簡易内管工事は、施工認定者に施工させなければなりません。
 - 2. 簡易内管工事の施工にあたっては、当社もしくは当社から発注を受けた業務委託先がおこなう現場施工確認に協力していただきます。

(工事施工の基準)

- 第9条 登録店は、ガス事業法の精神を尊重し、受注した簡易内管工事をガス事業法の定める技術上の基準に適合するよう施工しなければなりません。
 - 2. 簡易内管工事の施工にあたっては、道路法・道路交通法・建築基準 法・消防法・環境保全関係諸法令およびその他関係法令並びに関係官 公署の指示を遵守しなければなりません。

- 3. 登録店は、簡易内管工事を施工することにより、ガスメーターを取り替える必要性が生じるようなガス消費量の大幅な変動が見込まれる場合は、事前に当社に連絡しなければなりません。
- 4. 登録店は、簡易内管工事を施工した際には、当社が指定する施工者 ラベルをガスメーター周辺の配管部分に貼付しなければなりません。

(気密試験)

第10条 登録店は、その施工した簡易内管工事をガスの使用の用に供する前に、ガス事業法の定める方法による気密試験を行わなければなりません。

(工事の報告)

- 第11条 登録店は、工事完了後すみやかに、別表4により工事報告書を当社 に提出しなければなりません。
 - 2. 登録店は、工事報告に基づき実施される当社の検査において、改善を指摘された場合は、遅滞なく指摘された事項の改善を行いその結果を改めて工事報告しなければなりません。

(工事記録の保管)

- 第12条 登録店は、登録店が受注し施工した簡易内管工事の工事記録簿を作成し保管しなくてはなりません。
 - 2. 登録店は、工事記録簿を3年間保管しなければなりません。
 - 3. 登録店は、当社が求めたときは、ただちに工事記録簿またはその写しを提出しなければなりません。また、当社は、登録店の営業時間中でも登録店にて工事記録を閲覧することができます。
 - 4. 登録店は、登録が取り消しまたは抹消された後も、なお3年間は前3項の定めに従わなければなりません。

(登録店証)

- 第13条 登録店は、登録店証を営業所に掲示しなければなりません。
 - 2. 登録店は、登録店証を汚損または紛失したときは、直ちに再交付を受ける手続きをとらなければなりません。
 - 3. 登録店は、当社から登録を取り消しまたは抹消された場合は直ちに 登録店証を返納しなければなりません。

(登録店の地位継承)

- 第14条 登録店が次の各号の一に該当する場合は、当社は、登録有効期間内に限り登録店の地位の継承を認めます。
 - 一 登録店である個人が、新たに法人を設立しその代表者となって引き続き簡易内管工事の施工を行う場合(その法人が第3条の要件を満たす場合に限る。)
 - 二 登録店である法人が、他の法人と合併し、合併後の法人が引き続き簡易内管工事の施工を行う場合
 - 三 その他、当社が認めた場合

(使用者への通知および同意)

- 第15条 登録店は、簡易内管工事受注にあたり、登録店としての施工である こと、および工事費その他の条件に関し紛争が生じても当社は一切の 責めを負わないことを使用者に通知し、同意を得なければなりません。
 - 2. 登録店は、第11条の当社の検査により技術基準不適合またはその他保安上の瑕疵があることが判明した場合には、当社はガスの使用をお断りすることがあること、およびこの場合瑕疵の修補は登録店の費用で行い当社は一切の責めを負わないことを使用者に通知し、同意を得なければなりません。

(登録の取り消し)

- 第16条 登録店が次の各号の一にでも該当する場合は、当社は、何らの催告 も要せずして登録店の登録を取り消すことができるものとします。
 - 一 第3条に定める要件を欠いたとき。
 - 二 虚偽の工事報告をし、または工事報告を怠ったとき。
 - 三 施工認定者以外の者に簡易内管工事を施工させたとき。
 - 四 第7条に定める以外の工事を施工したとき。
 - 五 施工した工事に技術基準不適合その他の瑕疵があり、当社が、登録取り消しを保安上必要と認めたとき。
 - 六 その他この要綱に重大な違反をする等により、当社が、登録取り 消しを必要と認めたとき。
 - 2. 前項により当社が取り消しをした場合、それにより登録店に損害が生じても、当社はそれにつき一切責めを負いません。

(講習の受講)

- 第17条 登録店は、様式3、様式4により別表1に定める講習受講料を添えて 受講を申し込み、簡易内管工事を施工する者に当社の講習を受講させ 修了させなければなりません。
 - 2. 当社の講習を修了した証として、当社は、簡易内管施工士資格証に 当社講習の修了の旨を記載いたします。
 - 3. 登録店は、簡易内管施工士資格を新規に取得した者に簡易内管工事 を施工させるには、資格有効期間内に当社の新規講習を該当者に受講 させ修了させなければなりません。
 - 4. 登録店は、簡易内管施工士資格を更新した者に簡易内管工事を施工 させるには、資格有効期間内に当社の更新講習を該当者に受講させ修 了させなければなりません。

(営業の廃止)

第18条 当社は、登録店が、営業の廃止を届け出ることにより、登録を抹消します。この場合、第16条第2項の規定を準用します。

(要綱の変更)

第19条 当社は、ガス事業法令の改正その他保安上の必要があるときは、この要綱を変更することがあります。変更の通知後は、登録店の登録および登録店の施工するガス工事等は、変更後の要綱の定めるところによります。

登録料および講習受講料

1. 登録料

簡易内管施工登録店の登録申し込み時に必要な登録料は以下の通りです。

	金額
登録店新規登録料	25,300円
登録店更新登録料	17,600円

(税込)

なお、登録店の新規または更新登録において、審査の上登録できない場合は、審査にか かった実費2,200円を差し引いた金額を返還いたします。

2. 講習受講料

当社所定の講習の受講者ひとりあたりの受講料は以下の通りです。

	金額
新規講習受講料	6,600円
更新講習受講料	6,600円

(税込)

要件確認書(欠格事由)

以下のいずれかに該当する場合、簡易内管施工登録店として登録できません。

- 1. 個人事業者にあっては代表者、法人事業者にあっては役員または法人がガス事業 法違反の罪により刑に処せられ、その執行を終えた日または執行をうけなくなっ た日より2年を経過しないこと。
- 2. 個人事業者にあっては代表者、法人事業者にあっては役員または法人がガスの供給またはガス工作物に支障を与えたことによりガス事業法以外の法令の違反の罪により刑に処せられ、その執行を終えた日または執行をうけなくなった日より2年を経過しないこと。
- 3. 簡易内管施工登録店の登録を取り消されてから2年を経過しないこと、または取消原因がある状態において自ら営業の廃止を届け出ることにより、登録を抹消されてから2年を経過しないこと。
- 4. 前号の登録店の登録取消時もしくは登録抹消時に、個人事業者の代表者または法人事業者の役員であった者が、登録の取消もしくは抹消時から2年以内に、個人事業者にあっては代表者に、法人事業者にあっては役員になっていること。
- 5. 暴力団を始めとする反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という。)に関して 次のいずれかの事実があること。
 - ①個人事業者にあっては代表者または従業員、法人事業者にあっては法人また はその役員、経営・事業に実質的に影響力を有する株主、重要な地位の使用 人もしくはこれらに準ずる顧問等(以下、「役員等」という。)が、反社会 的勢力であること。
 - ②個人事業者にあっては代表者または従業員、法人事業者にあっては法人また はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している こと。

簡易内管工事の範囲

簡易内管施工登録店が施工できる簡易内管工事の範囲は、次の通りです。

項目	内容
圧力	最高圧力 2. 5 kPa 以下
	大阪ガスネットワーク (13A) 供給の既設需要家であり、建物区
対象建物	分が9:一般業務用建物、10:一般集合住宅、11:一般住宅であ
	るもの〔建物区分:9~11〕
	使用最大流量16[m³/h]以下の既に設置されているマイコン
工事範囲	メーター下流側からガス栓までの露出部分、およびガス栓からガ
	ス機器への接続工事
	①フレキ管による「ガス栓の増設」および「ガス栓・配管の位置
	替」の工事
	②継手のみによるガス栓の増設、位置替の工事
工事種別	③ガス栓の取替工事
	④ガス可とう管接続工事
	および ①②③に伴う露出配管の撤去工事
	ただし、ねじ切り配管工事、隠ぺい部分の工事はのぞく。

^{*} 露出部分:配管、接合部分の状況がそのままの状態で容易に確認できる部分をいう。

(模式1)

簡易內管施工登録店登録申請書(新規)

100 Sept.	AH.	н	

大阪ガスネットワーク株式会社御中

簡易内管施工登録店として登録順いたいので、責社の定める「簡易内管施工登録店登録要綱」を 未認の上、同要綱に基づを申し込みます。

また、同要欄に定める、右配に配入する工具、機械・器具等を所有していること、および、裏面の欠格事由 に該当しないことを証します。

(ふりがな)						索程		
商号						()	
(ふりがな)								
代表者氏名							(#R)	
事業所所在地	₹	-						
	住所							
電新掛号	電話() —		FAX	()		_	
メールアドレス		0						
法人股立年月日	西曆		資	本金				
従業員数			4	商				
		氏名			資格者番号			
常動または常備								
している鏡易内 管施工士の氏名								

(備考)

- 「藥易内管施工登録店登録要額」に定める所定の登録料を設えること。
 (払込証明書を裏面の所定の箇所にのり付けすること)
- 2. 法人にあっては登記簿謄本および印鑑証明書を添付すること。(取得後、6ヶ月以内のもの)
- 3. 個人にあっては印鑑証明書を部付すること。(取得後、6ヶ月以内のもの)
- 4. 日本ガス協会発行の簡易内管施工士資格証(資格者全員の分)の写しを能付すること。

(注)印は、法人の場合は会社の実印、個人の場合は代表者の実印

工具、機械・器具 調書

織別	品名	形式·性能	数量
管切断用			
-			-
-			
管接合用			
#18CG/III			
その他用途			
-			
_			
気密試験用			
			1
\vdash			1
\vdash			
<u> </u>			-

管切断用、管接合用、気密試験用工具、機械・器具は必ず所有していること。

要件確認書(欠格事由)

以下、いずれかの欠格事由に該当する場合、簡易内管施工登録店として登録できません。

- 個人事業者にあっては代表者、法人事業者にあっては役員または法人がガス事業法違反の罪により 預に処せられ、その執行を終えた日または執行をうけなくなった日より2年を経過しないこと。
- 個人事業者にあっては代表者、法人事業者にあっては役員または法人がガスの供給またはガス工作 8 物に支障をやえたことによりガス事業法以外の左合の違反の罪により刑に処せられ、その根行を終え た日または執行を行なくなった日より2年を経過しないこと。
- 葡島内管第工登録店の登録を取り着されてから2年を経過しないこと、または取消原因がある状態に おいて自ら営業の廃止を届け出ることにより、登録を除消されてから2年を経過しないこと。
- 前寺の至緑店の至緑取消時もしくは至緑抹消時に、個人事業者の代表者または法人事業者の役員 であった者が、至緑の取消もしくは抹消時から2年以内に、個人事業者にあっては代表者に、法人事業者にあっては代表者に、法人事
- 5 暴力団を始めとする反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という。)に関して次のいずれかの事実があること。
- 個人事業者にあっては代表者または従業員、法人事業者にあっては法人またはその役員、経営・事 第に実質的に影響力を有する株主、重要な地位の使用人もしくはこれらに様する顧問等(以下、「役 員等」という。)が、反社会の勢力であること。
- ② 個人事業者にあっては代表者または従業員、法人事業者にあっては法人またはその役員等が 反社 会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。

登録店の開示に関する確認書

弊社至餘の簡易内管施工至録店の限示につきまして、お客さまから弊社に、算易内管施工至録店さま の紹介を依頼された場合、ご承請いただいた至録店さまの情報を弊社HP上を含め限示いたします。 限示する内容は、「登録店名称」「営業所の所在地」「連絡先電話番号」の3項目です。 つきましては、登録店の開示について、以下のいずれかに必ず○印を入れてください。

- () お客さまから責社へお問合せされた薬の「坐録店の開示」について、責社の「坐録店名称」、 「営業所の所在地」、「連絡先電話番号」を弊社HP上を含め、お客さまへ開示することを承諾します。
- () 「登録店の開示」について、貴社でお客さまへ開示することを拒否します。

※登録店の開示に関しましては、毎年の登録店更新時期にご承請の確認の機会を設けます。なお、ご承請いただいた登録店さまの開示情報は前述の3項目のみとし、それ以外の情報を開示することはございません。また、本目的以外に関示することはございません。

受講または登録料を納付したことを証する書面貼付欄

払込受付証明書(金融機関の受付局日付印のあるもの)を、のり付けしてください。

(様式2)

簡易内管施工登録店登録申請書(更新)

西暦 年月日

^*/3+**P ##/ P\

大阪ガスネットワーク株式会社御中

簡易内管施工登録店として登録を更新願いたいので、食社の定める「簡易	9管施工登録店登録要綱」を
承認の上、同要網に基づき申し込みます。	

 また、下記の施工認定者に対して
 年 月 日
 に「簡易内管工事 設計・施工要領

 (2025年1月版)」にて教育を実施しましたことを合わせてご報告します。

							(1923 3 4 7)	5 8 5	35°C		5)	
(ふりがな)												
商号												
(ふりがな)											集印	
代表者氏名												
±#5656≠14	₹			_								
事業所所在地	住所											
電話番号	電話	()		_		FAX	()		_	
メールアドレス					9							
法人設立年月日	西曆					資	本金					
従業員数						年	商					
				氏名					资格和	番号		
常動または常備												
している簡易内 管施工士の氏名												

(備考)

- 「簡易内管施工登録店登録要綱川定める所定の登録料を添えること。
 (払込証明書を裏面の所定の箇所にのり付けすること)
- 2. 日本ガプ協会発行の簡易内管施工士資格証のおもて、うら(資格者全員の分)の写しを添付すること。 (裏面の所定の館所にの場付けすること)
- (注)印は、法人の場合は会社の実印、個人の場合は代表者の実印

工事記録簿(施工完了報告)確認書

以下の、(いずれれ	がに必ず○印を入れてください。
()	食社の定める「簡易内管施工登録店 登録要綱」に基づき、2024年1月~12月 の期間に施工した工事は、別級「登録店別施工報告一覧(または工事記録簿))記載 の通りに相違なく、他に未報告工事のないことを確認しました。
()	2024年1月〜12月の期間に施工報告が、必要な工事が無かったことを確認しま した。
()	未報告の施工完了報告士書を 月 日に 件、報告しました。

登録店の開示に関する確認書

以下の、いずれかに必ず〇印を入れてください。

- () お客様から食社へのお問い合わせされた際の「登録店の開示」について、食社で「登録店名称」、「営業所の所在地」、「連絡先電話番号」をお客さまへ開示することを承諾します。
- () 「登録店の開示」について、食社でお客さまへ開示することを拒否します。
- ※登録店の開示に関しましては、今後も毎年、登録店更新時期にご承諾の確認をいたします。 なお、ご承諾いただいた登録店さまの開示情報は前述の3項目のみとし、それ以外の情報を開示することはございません。また、本目的以外に開示することはございません。

登録料を納付したことを証する書面貼付欄

払込受付証明書(金融機関の受付局目付印のあるもの)を、のり付けしてください。

資格証貼付欄

○資格証写しのおもて、ラシ(資格証登録者全員の分を、のり付けしてください。 ○有効期限(2026.2027.2028)を確かめてください。













資格証貼付欄

- ○資格証写しのおもて、うら(資格証登録者全員の分)を、のり付けしてください。
- ○有効期限(2026.2027.2028)を確かめてください。

















(様式3)

施工認定者講習受講申込書兼認定申請書(新規)

西曆 年 月 日

大阪ガスネットワーク株式会社御中

丑	经店番	号	第K	号
商		号		
代	喪者氏	4	(#R)	
*	*	所	₹ -	
所	在	滟		
	新音	÷		

第易内管工事の第工者を更新願いたいので、責社の定める「簡易内管第工登録店登録要額」に基づき、 認定課習の受講を申し込みます。

(ふりがな)		自宅電話番号	大阪ガスネット	日本ガス協会 簡易内管施工士			
	自宅住所	携带	ワーク至級請習 受請各盟日	資格番号			
氏名		電話番号	文器存置日	(有効期限)			
()	∓ -			JGA番号			
			ЯВ	(年月日)			
		メールアドレス:	6	0			
()	₹ -			JGA番号			
			ЯВ	(年月日)			
		メールアドレス:	6	9			
()	₹ -			JGA番号			
			ЯВ	(年月日)			
		メールアドレス:	6	9			
()	₹ -			JGA番号			
			ЯВ	(年月日)			
		メールアドレス:	6	9			

(備考)

- 「蘭島内管施工圣録店登録要綱」に定める所定の受請料を添えること。
 (払込証明書を裏面の所定の箇所にのり付けしてください)
- 簡易内管施工士の責格証(日本ガス協会発行のもの)の写しを能付すること。
 (注)印は、法人の場合は会社の実印、個人の場合は代表者の実印

受講求たは登録料を納付したことを証する書面貼付欄

払込受付証明書(金融機関の受付局目付印のあるもの)を、のり付けしてください。

資格証貼付機

- ○資格証写しのおもて(資格要録者全員の分)を、のり付けしてください。
- ○有効期限を確かめてください。













(様式4)

施工認定者講習受講申込書兼認定申請書(更新)

大阪ナ	なネッ	h17/	株式会	5年細	d

亜	经店套	9-9-	第K	4
商		号		
代	表者氏	七名	(*	9)
*	*	所	7 -	
所	在	滟		
	# 4	- 8		

西曆 年 月 日

簡易内管工事の第工者を更新難いたいので、貴社の定める「簡易内管第工登録店登録要額」に基づき、認定課習の受課を申し込みます。

(ふりがな)	自宅住所	自宅 電話番号	日本ガス協会 更新講習	日本ガス協会 簡易内管施工士			
氏名		携幣 電話番号	受練日	資格番号 (有効期限)			
	∓ -			JGA番号			
()	ľ			301120			
			ЯВ	(年月日)			
		メールアドレス:	0				
()	₹ -			JGA番号			
			ЯВ	(年 月 日)			
		メールアドレス:	0				
()	₹ -	-		JGA番号			
			ЯВ	(年 月 日)			
		メールアドレス:	0				
()	〒 -			JGA番号			
			ЯВ	(年月日)			
		メールアドレス:	0				

(備金)

- 「簡易内管加工登録店登録要綱」に定める所定の受講料を添えること。 (払込証明書を裏面の所定の箇所にのり付けしてください)
- 2. 簡易内管施工士の資格証(日本ガス協会発行のもの)の写しを部付すること。

(注)印は、法人の場合は会社の実印、個人の場合は代表者の実印

資格証貼付欄

○資格証写しのおもて便新対象者全員の分を のか付けしてください。

対象者:2024年度日本ガス協会主催の 簡易内管施工士更新講習を受講予定の方

- ○更新講習を受講済み
- ①新しい資格証が手元にある場合
- ⇒貼付してください(2028/3/31有効のもの)
- ②新しい資格証が届いていない場合
- ⇒手元の旧資格証(2025/3/31有効期限のもの)を貼付
- ⇒手元に新しい資格証が届き次第必ずメールかFAXしてください (2028/3/31有効のもの)
- 〇更新護習を受護中

⇒手元の旧資格証(2025/3/31有効期限のもの)を貼付

〇更新講習を受講後

⇒手元に新しい資格証が届き次第必ずメールかFAXしてください (2028/3/31有効のもの)

> メールフトレス: kaniosaka@osakagas.co.jp FAX:06-6223-7105

※JGA更新講習を未受講の方はJGAはご連絡ください 03-3960-7841 受護科を納付したことを 証とする書面貼付書

払达受付証明者(金融機関の 受付局目付印のあるもの)を のり付けしてください。







	大阪			昭和〇年〇月〇日			
	大阪	市中央区平	平野町 4-1	-2			
200	1001	2345		平成22年6月4日			
6	ā }			×日まで有効			
		SAMPLE 一般社団法人日本ガス協会の					

N 級中請居商長		年 月 日
営業所名	住所	電話番号
T	W.F.	
Τ		
₹		
T		
Τ		
Τ		
т		
Т		
Τ		
т		

(統成 6.)	
	登録店地位継承承認申請書

大阪ガスネットワーク株式会社御中

	ふりがな 南 号	(発尿店番号	≆К	8)		
雅示人	ふりがな 氏 名 (代安者)					(H)
	ふりがな 事業所所在地	甲霉素 ()	FIU	()
被	ふりがな 商 分	(発尿片香心	≆К	8)		
雅示	ふりがな 氏 名 (代安者)					與印
	ふりがな 事業所所在地	軍 電路 ()	FIU	£ ()
CIE	継承理由 第高番号にO印)	1 法人設立 3 その也(2 合併)
	連絡先 (氏 名)					
_	法人設立年月日 € 業 員 数			資本金 年 尚		

年 月 日

(注) (注印) は、征人の場合は会社の実印、個人の場合は代表者の実印

[添付資料]

- ①法人の場合、発記簿標本および印鑑定明書(取得後、6ヶ月以内のもの)
- ②個人の場合、印鑑定明書(取得後、6ヶ月以内のもの)
- ②複数の苦葉所がある場合、質易内管施工士の所属する苦葉所報告書(様式 5)
- ④複雑承人の発録店室

(様式7)

登録店営業所移転申請書

西曆 年 月 日

大阪ガスネットワーク株式会社御中

	(登録店番号 第K	号)			
	(& 9 か な)				
	商 号				
	(& 9 # # #)				
申	代表者氏名				集印
請	(& 9 # # #)	 			
登録	新所在地				
店		電話()	FAX	()
	(& 9 # # #)	 			
	旧所在地	1			
		電話 ()	FAX	()
	移転年月日		年	月	B

(注)印は、法人の場合は会社の実印、個人の場合は代表者の実印

[泽付资料]

の法人の場合、登記簿謄本(取得後、6ヶ月以内のもの)

の個人の場合、住所の変更を確認できるもの

(様式8)

登録店異動届

西曆 年 月 日

大阪ガスネットワーク株式会社御中

(登録店番号 第K 号)

商	号						
代氏	表者 名					(*	(F)
事	業所	₹	-				
所?	在地						
徽	話						

異動事項	新	IE
(ふりがな)		
商 号		
(ふりがな)		
代表者氏名		
住居表示	〒 -	〒 -
電話番号		
FAX番号		
メールアドレス	@	@

(注)印は、法人の場合は会社の実印、個人の場合は代表者の実印

[添付資料]

- <商号の変更・代表者の変更の場合>
- ①法人の場合、登記簿謄本および印鑑証明書(取得後、6ヶ月以内のもの)
- ②個人の場合、印鑑証明書(取得後、6ヶ月以内のもの)
- ③登録店証
- <住居表示の変更の場合>
- ④住居表示の変更を確認できるもの

様式9 様式10

				登	録』	锌	退届	ŧ			
÷RĐ	゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙	/トワ [、]	<i>- か</i>	朱式会	社徒	肿		西暦	年	月	E
	(登録店	番号第	ξK				号)				
	商		号								
	(35 9) pr	な)								
登	代表:	者氏	名							(*)	i)
録辞退店	事業所	हिंग्सित	王地	₹		_					
	电 話	#	号			()			
	理		由								

4 % :	ガスネットワー	では、年 の株式会社領中	ВЕ
		<u>कि ३</u>	
		代 表 者 氏 名 事	•
	E 46	电影番号	
奥	l. Aff	1996年 年 月 目	
新粗	2. 退性	1996年 年 月 目	
ф	3. 228	英 新 年 月 日 ・	
(飲塩和由に口印	4. 股名変型	神巫杂古名	
÷	5. 使病疾症		
(4	・の性 路押)		

簡易内管工事施工完了報告書

大阪ガスネットワーク株式会社 御中

所在地

会社-代表者名

0

電腦番号

資課店番号

責社の定める「簡易内管施工登録店 登録要稱」にもとづき、完了した簡易内管工事の施工内容を報告します。

				報告E	1	i	Ŧ	Ħ	H		
titis	工完了日		年	Я		日 ()				
施工者	氏名			資格番	9						
需要家	お客さま名			電馬番	9						
	住所										
	ご使用番号			メーター写数	・番号マ	イエン	9	(番号)		
	メーター号数変更	*	- #L	「有」の場	合	メータ	一変更清	メーター未変	更		
	方文使用状况		ガス根	明中 (開栓中	³) - ガ2	本使用(数	非栓中)				
工事内容		-1	ガス栓取替工事・ニ	ップル増設 エ	事・フレඃ	增 增股 -	その他()			
	工事種類	機器工事(機	器名) .	放外し	- 1	9 →	取付け	5		
	2.0712.00										
		※特監法対応	象機器の場合		資格經濟	Vo. ()		
	施工場所	屋外 ・屋内									
			M²a	気を時	na .		分	判定(合	- 酉)		
	信用財務結果	計測機器	水柱ゲー!	タ・デジタルマ	ノメーター	・・ 自紀圧	カ計・チャ	シバ型圧力計			
	AULIBROW HILLS	計測包所		(予備栓等)							
		海港 植	気密試験後の検査ロボルト総付確認(計測箇所が検査ロの場合) 判定(良 不知								
			品名	規格	品名	<u>] -</u>	数量	備考			
	使用材料										
	工事概要										
	(概略图)										

大阪ガスネットワーク記入欄 工事番号		キフトンー
	7-7	

大阪ガス	ネットワーク	決裁欄
チーフ		组织

現場施工確認をおこないます

弊社の施工認定者における簡易内管工事につきまして、「現場施工確認」を実施いたします。 簡易内管工事の現場発生時にご連絡頂き、「現場施工確認」にご協力頂きますようお願いいたします。

平素は簡易内管施工登録店制度にご理解・ご協力を開り厚く御礼申し上げます。

弊社では、日本ガス協会所定の簡易内管施工士の資格を保有し弊社の講習を修了した施工認定者に、簡易内管 工事を施工して頂いていますが、現場で確実に実施できているかを確認するために「現場施工確認」をおこなっています。 下記内容をご確認頂き、ご協力頂きますようお願い申し上げます。

1. 現場施工確認

(1) 対象

- 弊社の新規登録購習を受けて頂いた方(施工認定者の新規登録者)で、当初の現場
- ●随時、施工件数が多い施工販定者で、弊社からご連絡をさせて頂いた方
- ●その他、現場の施工で不具合があった等、弊社からご連絡をさせて頂いた方

(2) 環場施工確認方法

- ●現場施工当日1~2時間程度の現場立会をさせて頂き、施工状況を確認させて頂きます(土日祝除く) ※都合により、ご連絡頂いても「現場施工確認」に行けない場合がありますが、予めご了承頂きますとともに、 次の現場発生時に改めてご連絡(ださい)
- (3) 現場施工確認実施会社
 - ●大阪ガスセキュリティサービス株式会社

2. 連絡先等

(1)連絡先

- ■大阪ガスセキュリティサービスは 導管保全部 検査室 工事検査センター
- ■TEL:06-6462-9500
- ■受付時間 9:00~17:30 (土日祝除く)
- ※上記連絡先は「現場施工確認」の依頼の場合のみで、『施工完了報告』・『メーター交換連絡』・『範囲外工事の連絡』等の連絡先ではありません(『簡易内管工事 設計・施工要領』をご参照ください)

(2)連絡時期·内容

- ●現場施工の3営業日前までに、登録店さまより以下の内容をご連絡ください
- ●ご連絡いただ(内容

会社名・氏名・現場名・現場住所・施工時間帯・携帯等連絡先